

第七十五号議案

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例

東京都立職業能力開発センター条例（昭和四十六年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。  
第四条の表東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校の項位置の欄を次のように改める。

東京都北区西が丘三丁目十三番十六号

第四条の表東京都立城南職業能力開発センター大田校の項位置の欄を次のように改める。

東京都大田区本羽田三丁目四番三十号

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校及び東京都立城南職業能力開発センター大田校の移転に伴い、位置を改める必要がある。